

## 長崎市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 4 年 9 月 27 日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（令和 4 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 2 号）

### 2 監査の期間

令和 3 年 8 月 6 日から令和 4 年 1 月 28 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	指定管理者名	公の施設	部局名	所属名
指摘	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	原爆被爆対策部	調査課
	出島 V O F	出島	文化観光部	出島復元整備室
意見	—	—	総務部	行政体制整備室

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>公益財団法人長崎 原子爆弾被爆者対 策協議会 (原爆被爆対策部 調査課)</p>	<p>(1) 事業報告書の作成について 事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、利用状況等が記載された四半期毎の事業報告書は提出されているものの、協定書に明記していないため、年度事業報告書は提出させていない。 また、指定管理業務の収支状況が確認できる書類も提出させていない。 事業報告書に必要な書類を提出させ、管理の実態を把握されたい。</p>	<p>原対協に対し、令和3年度について、年度事業報告書及び収支状況が確認できる書類を提出させ、管理の実態を確認した。 また、令和4年度からは、年度事業報告書及び収支状況が確認できる書類を提出すべき旨を協定書に明記しており、管理の実態把握に努める。</p>
<p>公益財団法人長崎 原子爆弾被爆者対 策協議会 (原爆被爆対策部 調査課)</p>	<p>(2) 第三者への業務委託に係る承認について 業務委託について、第三者に委託する際、協定書第20条に規定する市の承認を得ていないもの及び市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出していないものが見受けられる。 原対協は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得るとともに、市内の有資格者以外に委託する場合は、理由書を提出されたい。 また、調査課においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。</p>	<p>原対協に対し、第三者委託する際の承認申請書への記載及び理由書提出の徹底について指導した。 また、モニタリング調査において、第三者委託の状況確認を確実に行うこととした。</p>
<p>公益財団法人長崎 原子爆弾被爆者対 策協議会 (原爆被爆対策部 調査課)</p>	<p>(3) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業報告書が提出されているか」について、年度事業報告書が提出されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。 また、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>モニタリング調査においては、提出された書類をもって評価を「良好」にしていたが、年度事業報告書の提出及び第三者へ委託する際の承認申請書への記載等について周知徹底を行ったので、今後は、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切な評価を行う。</p>

所属名	指摘	措置
<p>出島VOF (文化観光部出島復元整備室)</p>	<p>(3) 事業報告書について 事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った計数・表記での報告等が散見された。 出島VOFは、適正な内容が記載された事業報告書を提出されたい。 また、出島復元整備室においては、事業報告書の点検を行い、報告内容に不備があった場合は必要な指示を行うとともに、施設の管理運営状況及び収支状況を適切に把握されたい。</p>	<p>事業報告書については、指定管理者の報告漏れや、市の確認漏れがないように、年間スケジュールと実施状況を記載した「事業実施状況報告」を作成し、指定管理者に協定書第42条に定める月次事業報告書とともに提出するように指示している。(令和3年12月分月次報告書より実施。) また、市の点検においても、指定管理者から月次事業報告書が提出された際に複数の職員で内容を確認しており、報告すべき内容が漏れていたり、誤った計数で収支報告がなされていることが確認できた場合は、指定管理者に対して内容の補正を指示している。</p>
<p>出島VOF (文化観光部出島復元整備室)</p>	<p>(4) レストランの運営について 指定管理者が行う本業務であるレストランの運営に関する業務の再委託について、令和2年4月1日に承認しているが、出島復元整備室は、令和3年5月に実施したモニタリングまで、再委託の契約内容を把握していなかった。 また、出島VOFは、当該モニタリングまで、レストランの運営に関する業務を自主事業と誤認しており、現在のレストランの運営形態についても、指定管理者公募時の提案内容とは異なったものとなっていた。 出島復元整備室は、モニタリング時に、レストラン運営に関して、「レストラン運営に関するアライアンス契約書」と「レストラン運営請負契約書」の二つの契約が存在することを確認しているが、令和2年度におけるレストラン運営に係る変動納付金の算定基礎を、アライアンス契約に基づく収支のみとしていた。 出島VOF及び出島復元整備室は、レストラン運営のあり方について、整理を行われたい。</p>	<p>指定管理者に対し、レストラン運営については自主事業ではなく指定管理業務であることを理解させるとともに、令和4年度からアライアンス契約を廃止し、指定管理者公募時の提案どおりの運営となるよう委託契約を見直させた。 これにより、レストラン運営に係る売り上げ収入、経費とも指定管理者の収支となり、変動納付金は、この収支結果に基づき算定する。</p>

所属名	指摘	措置
出島VOF (文化観光部出島 復元整備室)	(5) モニタリングについて 指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「必要な報告(日報、月報、年報)がなされているか」について、適正な内容の報告が行われていないにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実に 行い、適切に評価を行われたい。	今後は、事業実施状況報告を用いて適正な報告が行われているかのチェック、また、書類、聴取、現地確認等を確実に 行い、適切に評価を行う。

所属名	意見	措置
<p>総務部 行政体制整備室</p>	<p>1 指定管理者制度について 指定管理業務については、毎年度、監査を実施しているところであるが、依然として適切なモニタリングが行われていない。</p> <p>長崎市においては、モニタリングの実施方法等を定めた指定管理者制度に関する指針や協定書（記載例）等のマニュアルを作成し本業務を実施しているが、利用料金や再委託等の各種承認に関する決裁区分の明確な提示がないため、施設を所管する各所属の運用が統一されておらず、また、協定書やモニタリングに対する各所属の理解も不足している。</p> <p>特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、各所属は、本制度に対する根本的な理解を深めるとともにモニタリング機能の重要性について、再度、認識する必要がある。</p> <p>指定管理者制度に関するマニュアルを今一度整理した上で、より具体的な基準や詳細な取り扱いを定め、統一的な運用が行われるよう、施設を所管する全ての所属に対し周知徹底を図るとともに、各施設の特性を理解し、実情を踏まえた施設の管理運営ができるよう各所属と指定管理者の認識の共有化を図るための方策について検討されたい。</p>	<p>適正な管理運営が行われるよう、適宜、標準的な運営方針を定めた「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」、「協定書（記載例）」及び「募集要項（記載例）」を見直し、施設の所管所属に示してきたところであり、令和3年度は、指定管理者が備品管理を行ううえで備品数量、設置場所等を把握し、市へ管理状況を書面で報告すべきこと、また、施設修繕について、市と指定管理者で事前協議を行うべきことを協定書（記載例）に明記した。</p> <p>今後も、適正な管理運営が行われるよう必要に応じて見直しを行い、所管所属への周知徹底を図っていく。</p> <p>また、令和4年3月に、指定管理者制度に関する理解やモニタリング機能の重要性の認識を深めるため、所管所属の職員を対象に研修を実施し、知識習得及び所管所属としての意識向上を図った。</p> <p>令和4年度においても、引き続き研修を実施し、所管所属に対して、施設の適正管理に必要な意識向上、知識習得などを図っていく。</p>